

原規放発第 20012412 号
令和 2 年 1 月 24 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

放射線審議会会長
神谷 研二

医療法施行規則及び関係告示の改正について（答申）

令和元年 12 月 23 日付け厚生労働省発医政 1223 第 1 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

なお、当審議会は医療法施行規則等の改正後の運用において留意すべき事項等を以下のとおり申し添える。

1. 医療機関の放射線業務従事者の線量管理を徹底させるため、必要な措置を講じること。
2. 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置期間中の被ばくの状態等を把握し、当審議会に報告すること。

厚生労働省発医政1223第1号
令和元年12月23日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則及び関係告示の改正について（諮問）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法（平成12年厚生省告示第398号）並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号）を別添のとおり改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

医療法施行規則及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法の改正要綱

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）及び放射線診療従事者等が被ばくする線量の測定方法並びに実効線量及び等価線量の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 398 号。以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度

(1) 医療機関における放射線診療従事者の眼の水晶体の等価線量限度を以下のとおり設定すること。【規則の改正】

- ①令和 3 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルト
- ② 4 月 1 日を始期とする 1 年間ににつき 50 ミリシーベルト

※ 放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が 5 年間ににつき 100 ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないものについての眼の水晶体の等価線量限度は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間は、1 年間ににつき 50 ミリシーベルトとし、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、3 年間ににつき 60 ミリシーベルト及び 1 年間ににつき 50 ミリシーベルトとする。

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

(1) 外部被ばくによる線量の測定について、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じ、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととする。【規則の改正】

(2) 眼の水晶体の等価線量の算定について、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによって行うこととする。【告示の改正】

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1)	5. 1 関係
2. (1) (2)	5. 2 ① (2) 関係

臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準の改正要綱

臨床検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準（昭和56年厚生省告示第16号）について、以下の改正を行う。

1. 眼の水晶体の等価線量限度

(1) 衛生検査所における検査従事者の眼の水晶体の等価線量限度を以下のとおり設定すること。

- ①令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
- ②4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量

(1) 外部被ばくによる線量の測定について、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととすること。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1)	5. 1 関係
2. (1)	5. 2 ① (2) 関係